



東洋大学

東洋大学国際会館

Toyo University International House

入居のしおり

東洋大学国際課

2018.4

目 次

1. 入居者について	P1
2. 入居期間について	P1
3. 入居申込の方法と退出について	P1
4. 宿舍費について	P1
5. 支払いについて	P2
6. 部屋の設備・備品について	P3
7. 電話・テレビについて	P3
8. 多目的ホールの利用について	P3
9. 物品の貸し出しについて	P4
10. 掲示板について	P4
11. 利用上の注意について	P4
12. 防火・防災について	P6
13. 退出命令について	P6
14. 損害賠償について	P7
15. 免責事項について	P7
16. 東洋大学国際会館までの交通案内	P7
17. 所在地（住所）・連絡先	P8

1. 入居者について

東洋大学国際会館に入居できる者は、次のとおりとする。

- (1) 交換留学生（協定校交換留学生、I S E P 交換留学生、ISEP-Direct 学生、UMAP 交換留学生）
- (2) 交換研究員
- (3) 英語特別教育科目担当外国人教員
- (4) 外国人の客員教員・客員研究員
- (5) 研究機関・研究センター等で受け入れた外国人大学院生
- (6) レジデント・アシスタント（RA）
- (7) その他国際交流推進のため本学が特に認める者

2. 入居期間について

東洋大学国際会館に入居できる期間は、次のとおりとする。ただし、1 ヶ月以上の滞在を条件とする。

- (1) 交換留学生については、国際教育センターが定める交換留学プログラム期間とし、11 ヶ月以内とする。
- (2) 交換研究員については、学術交流協定校との協定による期間とし1年以内とする。
- (3) 英語特別教育科目担当教員については、その契約期間内とする。
- (4) 客員教員・客員研究員については、その契約期間内とする。
- (5) 研究機関・研究センター等からの受入大学院生については、受入期間の範囲内とする。
- (6) RA については、1年以内とする。
- (7) その他本学が認める者については、許可を受けた期間とする。

3. 入居申込の方法・退出について

- (1) 入居申込

入居者の受入・招聘に携わる担当部課が入居日の1 ヶ月前までに国際部国際課に入居申請をし、空室状況により借用部屋の許可を受ける。

- (2) 入居日

指定の入居時間内に国際会館の受付に来ること。

鍵の引渡と国際会館内の案内・宿舍利用の説明を受ける。

- (3) 退出の2週間前

退出日の2週間前までに担当部課が、国際部国際課に退出を申し出る。

退出日までに室内の私物・所持品を処分し、入居時の状態に戻すこと。

室内の点検日は、本人が在室できる日とすること。

- (4) 退出日前日

管理人が最終チェックを行う。

残存物は、即時処分し、処分に要した費用は別途請求する。

- (5) 退出日

鍵を返却し、退館する。

4. 宿舍費について

宿舍費は、次のとおりとする。なお、光熱水費は、宿舍費に含まれているが、大幅な使い過ぎが見受けられた場合には、別途費用を請求することがあるので、節電節水に努めること。

【2018年8月まで】

滞在が1ヵ月以上の場合にあって、1ヵ月に満たない部分の宿舍費は日割りで計算する。滞在が、1ヵ月未満の場合、1ヵ月分の宿舍費を納入しなければならない。なお、入居日10日前以降に入居申し込みを取り消す場合は、月額半額の取消料が発生する。

部屋の種別	宿舍費 (光熱水費・インターネット利用料込)	備考
Sタイプ(1DK)	40,000円/月	1,400円/日
Dタイプ(2DK)	80,000円/月	2,800円/日
Mタイプ(メゾネット)	100,000円/月	3,400円/日

※交換留学生の宿舍費は、40,000円/月(1,400円/日)：ISEP交換留学生・ISEP-Direct学生を除く

【2018年9月以降】

部屋の種別	宿舍費①(1人あたり) 15日間以上31日間以内	宿舍費②(1人あたり) 14日間以内
Sタイプ(1DK)	(RA以外) 70,000円 (RA) 50,000円	(RA以外) 40,000円 (RA) 30,000円
Dタイプ(2DK) (1)シングルユース (2)シェア	(1) 70,000円 (2) 40,000円	(1) 40,000円 (2) 25,000円
Mタイプ(メゾネット) (1)シングルユース (2)シェア	(1) 70,000円 (2) 40,000円	(1) 40,000円 (2) 25,000円

宿泊日数が31日間を超える場合は、その日数に応じて宿泊費①または②を加算する。

5. 支払いについて

宿舍費は次のとおり支払うこと。なお、既納した宿舍費は、原則として返還しない。

【2018年8月まで】

前月の25日までに翌月分を自動証明書発行機により支払う。25日が日曜日、休日、または大学が定めた休日にあたる場合は、その前日までに納入すること。

【2018年9月以降】(予定)

- (1) 交換留学生は、東洋大学が指定する期日までに銀行振込(海外送金含む。)により滞在期間分を一括で支払う。ただし、2学期間滞在する場合は、二期に分けて納入することができる。
- (2) 交換研究員、客員教員及び客員研究員、及び研究機関、研究センター等からの受入大学院生は、東

洋大学が指定する期日までに銀行振込（海外送金含む。）により滞在期間分を一括で支払う。ただし、短期入居者については、来日直後に自動証明書発行機により支払うことができる。

- (3) 本学が主催する短期受入プログラムに参加する者は、東洋大学が指定する期日までに銀行振込（海外送金含む。）により滞在期間分を一括で支払う。
- (4) レジデント・アシスタントは、前月の 25 日までに翌月分を自動証明書発行機により支払う。
- (5) その他国際教育センター長が認める者は、東洋大学が指定する期日までに銀行振込（海外送金含む。）により滞在期間分を一括で支払う。ただし、短期入居者については、来日直後に自動証明書発行機により支払うことができる。

6. 部屋の設備・備品について

各部屋の設備・備品は、次のとおりである。なお、設備・備品を破損・汚損した場合には、管理人へ連絡し、破損・汚損した備品を勝手に処分しないこと。また、施設、設備及び備品等を破損、滅失又は汚損した場合には、原状回復に必要な経費を請求することがある。

○バス	○トイレ	○洗面台	○給湯設備	○冷蔵庫	○キッチン	○オープンレンジ	○IH コンロ
○エアコン	○洗濯乾燥機	○テレビ	○ベッド	○寝具	○学習机	○椅子	○カーテン
○クローゼット	○テーブル(D・Mタイプのみ)	○WiFi					

7. 電話・テレビについて

電話・テレビの取扱いは、次のとおりとする。

	利用料金	備 考
I P 電 話	別途各自	・固定電話はありません。
携 帯 電 話	別途各自	・携帯電話については、各自で契約・支払いを行うものとする。
テ レ ビ	—	・NHK、民放などの通常の番組は無料で視聴できる。
	別途各自	・ケーブルテレビの有料チャンネル（CNN・BBC等）を視聴することができるが、各自で契約・支払いを行うものとする。

8. 多目的ホールの利用について

国際会館の多目的ホールを利用する場合は、次の手続きを行わなければならない。

室名	利用時間	設備等
多目的ホール	8:00-22:00	机(24本)、椅子(48脚)、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード ※インターネット利用可能

【利用方法・注意事項】

- ①当日利用前までに、多目的ホール入口に設置されているホワイトボードに代表者名、利用時間、目的、日にちを記入する（国際教育センターに事前に申請する必要はない）。
- ②19時から22時までの利用はボードに記入後、RAに連絡する（RAが開錠するため）。利用希望

日・時間帯に、全てのRAが国際会館を不在にしている場合は利用できない。

- ③入居者以外も利用可だが、代表者として利用はできない。
- ④教科書、ノート、辞書、PCなどを放置しないこと。貴重品の管理は各自で行うこと。
- ⑤騒音は立てないこと。音楽を流すことや楽器を演奏することは禁止する。
- ⑥ゴミは各自で持ち帰ること。解散前に清掃すること。
- ⑦最後の人は電気・エアコンなどを消すこと。
- ⑧アルコール以外の飲食は可とするが、周囲に配慮すること。
- ⑨スクリーンおよびプロジェクターは管理人室で物品貸出簿に記入し、借りた人の責任で取り扱うこと。返却は受付業務時間内とする。

9. 物品の貸し出しについて

物品の貸し出しは、次のとおりとする。貸し出しを希望する方は、管理人室まで申し出ること。なお、台数に限りがあるので、使用後は、すみやかに返却すること。

掃除機 アイロン

10. 掲示板について

入居者への連絡は、主にエントランスホールの掲示板によって行うので、毎日掲示板を見る習慣をつけること。

入居者が掲示板を利用する場合は、管理人室に申し出て許可を得なければならない。

11. 利用上の注意について

入居者は、国際会館を安全で快適な施設として利用するために、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 利用時間

管理人室の受付	8:00 ~ 19:00 ※日曜・祝日・夏季休暇・年末年始等を除く	緊急の場合を除き、各種届出や連絡等は、この時間内に行うこと。
開門 / 閉門	7:00 ~ 19:00	小門は各自のカードキーで開閉可能

(2) 郵便物、宅配便

郵便物は、個人の郵便箱に配達される。また、書留や大きな荷物は管理人室で預かる場合があり、その場合は各自の郵便箱にメッセージを入れる。

荷物は、管理人室の受付時間内に署名のうえ受け取る。生もの、冷凍食品等は、原則として預かることはできない。

(3) 電話

緊急の場合を除き、原則として入居者への電話の取次ぎは行わない。

(4) 鍵

種 類	①エントランス、各居室の入り口（カードキー） ②小門用（通常のキー） ③Dタイプルームの中にある個別の部屋用（通常のキー）
受取場所	管理人室
発行数	入居者1名に1つ
紛失・破損	紛失・破損した場合は、管理人へ「鍵作成申請書」を提出すること 鍵の再発行・交換費用については、1週間以内に実費（1,500円）を自動証明書発行機により支払うこと
禁止事項	鍵の複製・追加設置・交換はしないこと
注意事項	カードキーは、部屋の電気機器を使用する際にも使用するのので部屋を出る際は、取り忘れに注意すること ※居室はオートロック

(5) 駐輪・駐車

- ①駐輪場を使用したい場合は、管理人に届け出て、自転車の所定の位置にステッカーを貼ること。
自転車の駐輪は一人1台までとする。
- ②ステッカーの貼られていない自転車は撤去する。また自転車での大学への通勤・通学は禁止されているので注意すること。
- ③宿舍敷地内及び駐輪場への車輛の駐車、オートバイ（原動機付自転車含む）、未登録の自転車の駐輪を禁止する。
- ④自転車は指定された場所に駐輪すること。
- ⑤国際会館退出時には必ず自転車を処分すること。処分の仕方は管理人へ尋ねること。

【提出書類】 ●駐輪許可申請書

(6) 清掃

各 居 室	<ul style="list-style-type: none"> ・居室内の清掃については、入居者自身で定期的に行うこと。 ・特に台所や風呂場の排水口、換気扇等は汚れがたまりやすいので、頻繁に清掃すること。 ・油類は排水口へ流さず、紙等で吸い取りごみ類と一緒に処理すること。 ・バルコニーは、雨水排水口が設置されているので、ごみがたまらないよう掃除すること。 ・カビや結露の発生を防ぐため、天気の良い日は、窓をできるだけ開けること。 ・掃除機は、管理人室にて借りることができる。台数に限りがあるので、使用後はすみやかに返却すること。
共 用 部 分	<ul style="list-style-type: none"> ・共用部分の清掃については、原則として管理人が行う。但し、各自の不注意等により共用部分を汚した場合は、本人がただちに清掃すること。
ゴミの出し方	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの種類別に分別し、所定のゴミ置き場に各自で搬出すること。 ○可燃ゴミ（生ゴミ、布類、プラスチック、ゴム、皮革製品等）…水・土曜日 ○不燃ゴミ（金属・ガラス、蛍光灯、スプレー缶等）…火曜日 ○資源ゴミ（新聞紙、雑誌、ビン、缶、ペットボトル）…月曜日 ○粗大ゴミの処分は有料となる。 <p>※ゴミの処分で不明な点は、管理人に尋ねること。</p>

(7) 喫煙場所

国際会館の建物内は、居室内も含め全て禁煙とする。喫煙をする場合は、屋外の所定の喫煙コーナーを利用すること。

(8) 訪問者

- ①訪問者は、ロビー及び多目的室を利用することはできるが、居室棟への立ち入りはできない。
- ②訪問者は、午後 10 時までに会館から退出すること。
- ③訪問者は、国際会館に宿泊することはできない。
- ④訪問者は、入居者と同様にいかなる場合も東洋大学の指示を遵守するものとする。
- ⑤教員の入居者に対する訪問者の扱いについては、別に定める。

(9) 禁止事項

「東洋大学国際会館利用規約」の記載事項に則り、いかなる場合も東洋大学の指示を遵守するものとする。

- ①居室
 - ・入室する際には、玄関口で必ず靴を脱ぐこと。(土足厳禁)
 - ・利用者は、居室内の改造・改装(ペンキ塗り、テープ等による貼付、釘打ち、フック留め等)をしないこと。また、壁に鋸やピンをささないこと。
 - ・宿舍の構造本体に損傷する恐れのある重量物・危険物(鉄砲、刀剣類、又は爆発性のある物品)・大量の引火または発火のおそれのある物品を製造又は保管しないこと。
 - ・暖房は備え付けの設備を使用し、石油ストーブ等は使用しないこと。
 - ・居室内では、ローソク、アロマキャンドル等の火気の使用をしないこと。
 - ・居室内に犬・猫・鳥獣類等を飼育したり、預かったりしないこと。
 - ・トイレや台所の使用に際して配水管の詰まるようなもの(ティッシュ・脱脂綿等)は絶対に流さないこと。
- ②迷惑行為・テレビ・ラジオ・楽器、その他、音を発生させる機器を大音量で使用し、または、会館内で騒いだり、大声での会話等、入居者及び近隣住民に対して迷惑・危害を及ぼす行為はしないこと。その他、公序良俗に反する行為、近隣住民又は他の入居者に迷惑・危害を及ぼす行為をしないこと。
- ③その他
 - ・立入禁止区域内には立ち入らないこと。
 - ・建物の廊下、階段、玄関、非常口、共有スペースには安全のため私物を置かないこと。
 - ・敷地屋外での飲酒及び大人数での飲食(バーベキュー等)はしないこと。

12. 防火・防災について

火気の取扱いには、十分注意すること。会館内には火災報知機・消火器が設置されているので、取扱方法を理解しておくこと。なお、大きな災害等が発生した場合には、この地域の避難場所である東京大学に避難すること。

13. 退出命令について

以下の事由により、本学から国際会館の退出を命じられた者は、本学から通知される退出期限日までに退出しなければならない。

- (1) 入居に当たり、申請事項に虚偽の事実が判明した場合。
- (2) 出火、器物損壊又は重大なる過失により損害を与えた場合。
- (3) 宿舍費の納入を怠った場合。
- (4) 国際会館利用の規則に反し、反省が認められない場合。

(5) その他、宿舎生活の続行が不相当と判断された場合。

14. 損害賠償について

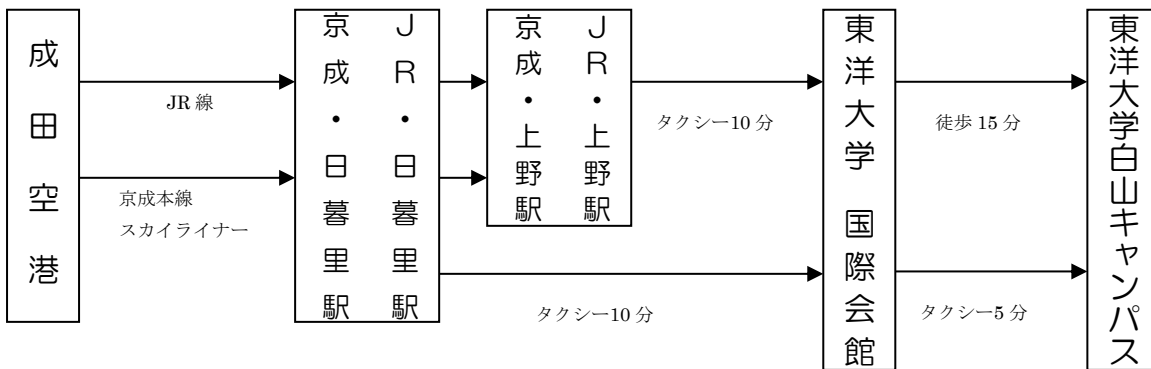
入居者は、故意又は重大な過失により、施設、設備及び備品等を毀損又は滅失した場合には、原状に回復し、その損害を弁償しなければならない。

15. 免責事項について

本学は、入居者の責にあるべき宿舎内のいかなる私物及び借用物の紛失等の事故に対しても、一切の責任を負わない。また、入居者の故意または重大な過失によって引き起こされた事故・トラブル、公序良俗に反する行為、近隣住民又は他の入居者に迷惑・危害を及ぼす行為によって発生した損害費用・賠償金は全てその当事者が負担することとし、大学は一切関知しない。

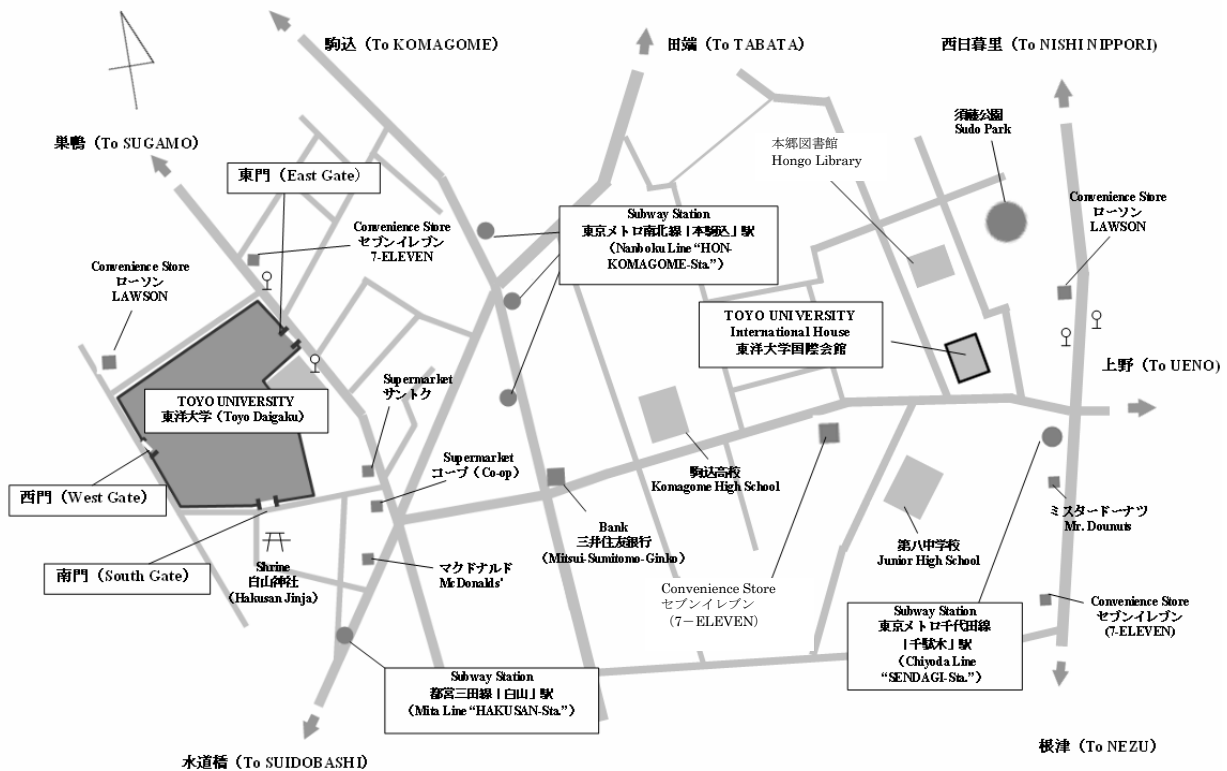
地震、天災、洪水等の自然災害、火事、盗難、その他本学の責に帰さない事由により入居者が被った損害については、本学は一切その責任を負わない。

16. 東洋大学国際会館までの交通案内



- 東洋大学白山キャンパスから徒歩15分またはタクシー5分
- 成田空港から、京成スカイライナーで京成上野駅または日暮里駅からタクシー10分
- 成田空港からJRで上野駅または日暮里駅からタクシー10分
- 地下鉄都営三田線白山駅から徒歩15分またはタクシー5分
- 地下鉄東京メトロ千代田線千駄木駅から徒歩3分

【国際会館周辺図】



17. 所在地（住所）・連絡先

東洋大学国際会館

〒113-0022 東京都文京区千駄木3-2-4

TEL&FAX 03-3827-1977 (管理人室)

東洋大学国際部国際課

〒112-8606 東京都文京区白山5-28-20

TEL 03-3945-7685

FAX 03-3942-2489

E-MAIL mlies@toyo.jp

管理人・国際部国際課不在の緊急時（24時間対応）

TEL 03-3945-7224 (大学代表番号)